

私道共同排水設備の修繕工事への助成制度を開始します

川崎の下水道は、昭和6年に事業に着手し、現在ではほとんどの市民の皆様にご利用いただいております。一方で、老朽化の進展による課題を抱えており、こうした課題は、私道内に敷設された私道共同排水設備にも同様に生じています。

この度、公共下水道を適正に保全し、公衆衛生を確保するとともに、快適で安全・安心な市民生活を確保するため、市民の皆様が行う私道共同排水設備の修繕に対する助成制度を、新たに創設することとしましたのでお知らせします。

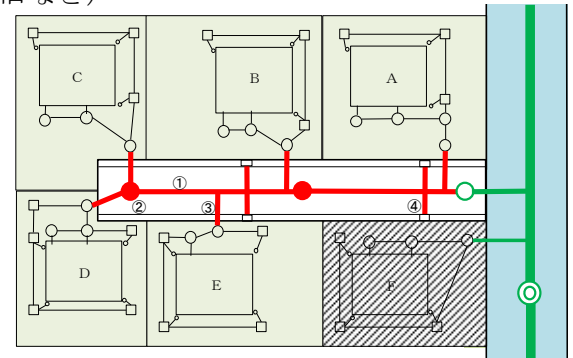
1 制度の概要

(1) 助成対象

- ・私道共同排水設備の一部を修理し、機能を維持するための修繕工事
- ・上記に付帯する工事（ガス・水道管の切回し、道路復旧など）

(2) 助成対象施設

- ・私道ます又はマンホール相互間を接続する私道排水管（図①）
- ・私道ます及びマンホール（図②）
- ・私道取付管（図③・図④）



(3) 助成条件

- ・私道の幅員が1 m以上あり、かつ一端が公道に接続
- ・私道共同排水設備に汚水を排除する建築物が2戸以上
- ・敷設後10年を経過（敷設時期が不明の場合は処理区域としての告示後11年）
- ・利害関係人（私道所有者、共同排水設備所有者・使用者）全員の承諾

図：助成対象施設

(4) 助成額

- ・工事費の10分の7（工事費5万円以上が助成の対象となります。）

(5) 制度運用開始時期

- ・平成31年4月1日

2 制度利用者へのお知らせ

局ウェブサイトや広報紙「かわさきの上下水道」への掲載、各事業所、区役所等でのリーフレット配布等により、適時、お知らせいたします。

問い合わせ先

川崎市上下水道局下水道部

下水道管理課 松浦 044-200-2876